平成２８年（フ）第２０号
愛知県稲沢市長束町カキ田１番地４　アーバンラフレ稲沢１―301
債務者　伊藤　裕司
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２８年（フ）第８号
兵庫県加西市大柳町118番地
債務者　小林奈緒美
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
神戸地方裁判所社支部
平成２８年（フ）第１２号
兵庫県多可郡多可町加美区大袋228番地　大袋三日市団地蒲公英２号
債務者　髙田　知菜
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
神戸地方裁判所社支部
平成２８年（フ）第３０号
香川県高松市庵治町2144番地６
債務者　白石　未来
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係
平成２８年（フ）第７号
福岡県飯塚市小正376番地２（前住所　福岡県飯塚市小正12番地４）
債務者　行武　久俊
1　決定年月日時　平成28年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部
平成２８年（フ）第９号
北海道日高郡新ひだか町静内青柳町４丁目９番17号　真下マンション26．102号室
債務者　武中喜生美
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係
平成２８年（フ）第３号
福島県いわき市川部町北ノ内184番地
債務者　田子　清子
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
福島地方裁判所いわき支部
平成２８年（フ）第５号
福島県いわき市小名浜岡小名字住ケ谷75番地の１
債務者　及川　正平
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
福島地方裁判所いわき支部
平成２８年（フ）第１１２号
神戸市長田区二葉町９丁目10番４号
債務者　小川雅生こと　鄭　　吉廣
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２７年（フ）第６８０号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目37番７号　リバーサイドテラス西棟３号
債務者　貞　　宏明
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２７年（フ）第６８１号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目37番７号　リバーサイドテラス西棟３号
債務者　貞　菜津美
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２８年（フ）第７号
長崎県長崎市富士見町11番13号　小笠原アパート201
債務者　古屋　桂子
1　決定年月日時　平成28年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係
平成２８年（フ）第２６号
長崎県西彼杵郡時津町左底郷301番地１　山上ＡＰ201号
債務者　山中　　隆
1　決定年月日時　平成28年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係
平成２７年（フ）第８６１号
東京都東久留米市下里４丁目１番19―502高野方
債務者　井脇加代子
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２８年（フ）第４２６号
大阪府枚方市枚方元町６番55号
債務者　**荒**木千香子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部
平成２８年（フ）第５７３号
大阪市福島区大開３丁目６番５号　今井アパート　114号
債務者　宮本　勝治
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部
平成２８年（フ）第６３１号
大阪府豊中市螢池南町２丁目14番５号
債務者　川田喜一郎
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部